

(家庭裁判所提出用)

※ この診断書の記入要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

診 断 書

1 氏 名 生年月日 M・T・S・H 年 月 日生 (歳) 住 所
2 医学的診断 診断名 所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症 など) 備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)
3 判断能力判定についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見) 欄に記載する) <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。 <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。 (意見) 判定の根拠 (検査所見・説明) 備考 (本人以外の情報提供者など)

以上のとおり診断します

なお, 裁判所から正式に本人の鑑定依頼があった場合, 受諾します。 受諾しません。

平成 年 月 日

病院等の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

診断書を作成される先生へ《お願い》

このたびは診断書作成をお引き受けくださりありがとうございます。

成年後見は、法律行為や財産管理ができない本人に代わって後見人がこれらの行為を代理で行うという、本人保護を目的とする制度です。

今回作成いただく「診断書」はその申立てに必要な資料ですが、後見を開始するにあたっては、申立て時に提出される診断書とは別に、本人の意思能力について原則として医師の「鑑定」を経よう手続の定めがあります。

成年後見の申立ては近年増加の一途をたどっており、鑑定を依頼する医師の確保が極めて困難となっていることから、家庭裁判所では、診断書を作成された先生方に鑑定受任の意向打診をさせていただいております。

診断書を作成していただいた先生であれば、ご本人についてある程度の情報を得ておられ、鑑定をスムーズに進めていただけるのではないかと期待しております。

つきましては、先生におかれましては日頃ご多忙のことと存じますが、本人保護という成年後見の趣旨を十分ご理解いただき、本人の鑑定をお引き受けくださるようお願い申し上げます。

診断書の末尾に鑑定受任についてのご意向のチェック欄を設けておりますので、ご記入方よろしく願います。

鑑定費用につきましては概ね5万円程度でお願いしております。鑑定書作成の手引きも準備しておりますので、必要な場合はご連絡ください。

なお、ご本人の状況をより詳細に把握するため、添付しました「診断書附票」についてもご記載下さいますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。